

東御市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第1条の4の規定に基づき設置する東御市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議の招集は、市長が会議の開催日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

(議事録)

第3条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第4条 会議の事務局を東御市教育委員会事務局教育課に置く。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。